

株式交換に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号及び第 801 条第 3 項第 3 号
並びに会社法施行規則第 190 条に基づく開示事項)

2024 年 10 月 28 日

株式会社グッドライフカンパニー
株式会社デベロップデザイン

2024年10月28日

福岡市博多区博多駅前二丁目17番8号
株式会社グッドライフカンパニー
代表取締役社長 高村 隼人

東京都千代田区神田小川町二丁目4番地16
株式会社デベロップデザイン
代表取締役 竹林 正隆

株式会社グッドライフカンパニー（以下、「グッドライフカンパニー」）及び株式会社デベロップデザイン（以下、「デベロップデザイン」）は、2024年10月3日に両社の間で締結した株式交換契約及び2024年10月4日に両社の間で締結した株式交換に関する変更覚書に基づき、2024年10月28日を効力発生日として、グッドライフカンパニーを株式交換完全親会社、デベロップデザインを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」）を実施いたしました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号及び第801条第3項第3号並びに会社法施行規則第190条に基づく事後開示事項は下記のとおりであります。

1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）
2024年10月28日
2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）
 - （1）会社法784条の2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過
本株式交換の差止請求を行ったデベロップデザインの株主はおりませんでした。
 - （2）会社法785条（株式買取請求）の規定による手続の経過
会社法第785条第1項の規定による株式の買取請求を行ったデベロップデザインの株主はおりませんでした。
 - （3）会社法787条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過
該当事項はありません。
 - （4）会社法789条（債権者の異議）の規定による手続の経過
該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による
手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法 796 条の 2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過
該当事項はありません。

(2) 会社法 797 条（株式買取請求）の規定による手続の経過

グッドライフカンパニーは、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項並びに社債、株式等の
振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定に基づき、2024 年 10 月 7 日に本株式交換を実
施する旨並びに株式交換完全子会社となるデベロップデザインの商号及び住所を電子公
告にて公告いたしました。なお、グッドライフカンパニーは、会社法第 796 条第 2 項の
規定に基づき、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行
いましたので、会社法第 797 条第 1 項の規定による手続について、該当事項はありませ
ん。

(3) 会社法 799 条（債権者の異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法
施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により、グッドライフカンパニーに移転したデベロップデザインの株式の数
は、普通株式 16 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) グッドライフカンパニーは、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、本株式交換契約に
ついて会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。
なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本株式交換に反対する旨を通知したグッ
ドライフカンパニーの株主はおりませんでした。

(2) デベロップデザインは、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2024 年 10 月 15 日開催
の臨時株主総会の決議により、本株式交換契約の承認を得ております。

(3) グッドライフカンパニーは、本株式交換に際して、デベロップデザインの発行済株式の
全部を取得する時点の直前時におけるデベロップデザインの株主（但し、グッドライフカ
ンパニーは除きます。）に対して、その保有するデベロップデザイン株式 1 株につきグッ
ドライフカンパニーの普通株式 1,072 株の割合をもって、割当交付いたしました。

なお、グッドライフカンパニーが割当交付した普通株式の合計は 17,152 株であり、

そのすべてをグッドライフカンパニーが保有する自己株式により充当したため、新たな株式の発行は行っておりません。

(4) 本株式交換による、グッドライフカンパニーの資本金及び準備金の額に変更はありません。

以 上